

開会（9：59）

○河合一也委員長 皆さん、御苦労さまです。

ただいまから市民福祉常任委員会を開催いたします。

本日、石田委員が欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議案の審査を行います。

本委員会に付託されました案件はいずれも健康福祉部所管の6件であります。

審査順序は、お手元に配付の審査順序表のとおり審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。

それでは、まず、認第15号「令和5年度焼津市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

資料は、決算書の300ページ以降になります。

それでは質疑に入りますけど、最初に歳入のほうから、もし何かあれば御意見をいただきたいと思います。お願いしたいと思います。

○深田ゆり子副委員長 301ページ、302ページの一般被保険者国民健康保険税で、国保税率が95.39%ということで、前年度94.89%より若干上がっております。ソリューションの資料を見ますと、世帯数は2万6,349世帯に納税通知書を送付したということで、そのうち8,603世帯は随時に送ったよということが書いてございますが、世帯数は分かりましたが、一般被保険者数は何人になっていきますでしょうか。

○渡仲貴之国保年金課長 令和5年度の被保険者数ですが、2万5,327人です。

○深田ゆり子副委員長 そうしますと、前年度と比べて人数の増減はどうですか。

○渡仲貴之国保年金課長 今のは年間平均、月の数字になりまして、令和4年度ですと2万7,022人です。1年の増減ですが、マイナス1,695人です。

○深田ゆり子副委員長 一般被保険者数は年々減少率が高くなっているということでしょうか。

それで、併せて1人当たりの国保税、1世帯当たりの国保税というのは、平均で、令和5年度。

○渡仲貴之国保年金課長 被保険者数の年々の増減の傾向ですが、毎年度減少しております。

あと、世帯平均の税額については今、資料がないので分かりません。

○河合一也委員長 減少しているということと、減少率がどうかということと違いますね。

減少率は増えていきますかということ、減少率とか、前年度と比べて率がどんどん増えているということといいかということと減少しているとは違いますよね。

○渡仲貴之国保年金課長 減少率は出していないものですから、過去5年の人数を言ってもよろしいでしょうか。それで多分、引き算で率が出ると思うんですけど。

令和1年から行きます。被保険者数の人数です。

令和1年、2万9,428人、令和2年、2万8,788人、令和3年、2万8,169人、令和4年と令和5年は先ほど申し上げましたが、2万7,022人、令和5年が2万5,327人、おのおの引き算して分母で減少率というのは、出したものではありません。

以上です。

○河合一也委員長 1人当たりの平均と1世帯当たりの平均は。

○渡仲貴之国保年金課長 1世帯当たりの税額の平均ですが、今計算、令和5年度と令和6年度はしまして、令和5年度は10万3,664円です。令和6年度は、今年度の平均になりますが、決算とは違いますが、令和6年度の課税の1世帯当たりの平均は10万2,016円です。

同様に1人当たりの税額ですが、令和5年度は1人当たり6万9,415円、令和6年度ですが、6万9,256円です。

○深田ゆり子副委員長 国保税1人当たりと世帯当たり、若干下がっているんですが、それは何か理由があるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 はっきり確認をしていないんですけれども、所得が減っているからだと思われる。加入者の平均の所得自体が、所得割とかありますので、それが皆さん、低所得の方がやはり増えていると思われます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 今、令和5年と令和6年の比較ですけれども、決算だものですから、令和4年と令和5年を比較しないといけないと思いますけど。

○渡仲貴之国保年金課長 すぐ出ないんですけれども。

○深田ゆり子副委員長 いいです。後をお願いします。

決算の305ページと306ページの一般会計繰入金の4番目、出産育児一時金等繰入、これは、令和5年度では何人分になりましたか。予定よりは若干下がっておりますけれども。

○渡仲貴之国保年金課長 305ページ、出産育児の3分の2相当額ですけれども、決算ですが、令和5年度ですが63件分です。令和5年度だけでよろしい。

○深田ゆり子副委員長 前年度と比較してのです。

○渡仲貴之国保年金課長 令和4年度は60件分です。

○深田ゆり子副委員長 今説明の中で3分の2っておっしゃったんですけれども、3分の1ですよ、市の。

○渡仲貴之国保年金課長 316ページ、歳出、真ん中辺の2款4項1目出産育児一時金の3,100万円に対して、こちらの3分の2の2,000万円、306ページ、2,068万453円ということで、3分の2が繰入れの対象となります。

○深田ゆり子副委員長 出産育児は分かった。

その上の未就学児均等割保険税繰入金のほうです。こちらは、ゼロ歳から未就学児の均等割部分を半額補助されることになっていますが、何人分でしたか。令和4年と比較して。

○渡仲貴之国保年金課長 令和4年度の未就学児均等割保険税繰入金の額ですが、668万515円です。対象の人数につきましては、令和4年度636人、令和5年度541人です。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

対象人数も下がっているものですから、これはまた、均等割の対象者を拡充していくという部分になると思います。

○河合一也委員長 歳入で、ほかにありましたら。

○渡仲貴之国保年金課長 先ほど深田委員の御質疑に、国民健康保険税の令和5年度と令和6年度をお答えしたんですけど、令和4年度との比較はしてなかったなので、令和4年度の国民健康保険税、1世帯当たり10万3,967円、1人当たり6万8,429円です。令和5年度と令和6年度は先ほど申し上げたとおりです。

以上です。

○河合一也委員長 委員のほうで歳入に関してなければ歳出のほうに行きますけど、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、歳出に関して御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 312ページの滞納整理の関係ですけれども、令和4年度と令和5年度と比較して滞納世帯、件数と、あと、差押え件数、国保だけでどうか、教えてください。

○前川英己納税促進課長 まず、滞納の人数なんですけれども、令和4年が2,221人、令和5年が1,928人で、マイナスの293人となっております。差押えの件数なんですけれども、令和5年が国保会計は204件となっております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

滞納世帯が2,000を切ってはいるんですが、1,900とまだ多い状況です。そうすると、資格証明書と、あと短期被保険者証の令和4年度と令和5年度の比較、状況はどうでしょうか。

○渡仲貴之国保年金課長 資格証明書はゼロ人です。

○前川英己納税促進課長 令和4年度の短期証の方が、8月1日現在なんですけれども685人、令和5年度の8月現在で534人と、おおむね150人ほど減っております。

以上であります。

○深田ゆり子副委員長 滞納世帯と短期被保険者証は若干減ってきていると、200人単位ですけれども、何か特別に工夫をされているとか、そういうものはございましたか、令和5年度って。

○前川英己納税促進課長 資格証のほうは、数年前からゼロで、短期証の方についても減少しておるんですけれども、これは、やはり納税していただける方、分割納付でも短期証を解除、普通の保険証を送っておりますので、その関係で、納税に関して理解が広まっているということで減っていると思われます。

以上であります。

○深田ゆり子副委員長 以前は、分割納付の方でも短期被保険者証でかなり厳しくやっていらっしゃったので、それが、先が見えてちゃんと払えるよという信頼関係ができた方は短期被保険者証は出さないということで、分かりました。それはいいことだと思います。

○河合一也委員長 それじゃ、ほかのところをお願いします。

○深田ゆり子副委員長 313ページと314ページですけれども、保険給付費2款1項1目の一般被保険者療養給付費、不用額が4億4,800万円ほどあります。当初予算では約80億円で、実際に支出済額が75億円ということで、94.4%になると思うんですが、4億4,880万円少なくすんだ理由というのは特別何かありますでしょうか。

○渡仲貴之国保年金課長 医療費ですが、やはり被保険者数が減っているものですから、令和3年度、令和4年度では、それぞれ78億円程度の支出があったのが、令和5年度では75億円と、2億5,000万円程度、前年度より減になっておりますので、保険者数が減っていると思われます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 保険者数の減り具合は、令和3年、令和4年、令和5年と同じぐらいの減り方ではないかなと思うんですが、コロナの感染者の影響というのは、令和5年度は特になかった、見込みよりも少なかったということでしょうか。それはないですか。

○渡仲貴之国保年金課長 そこまで検証しておりません。

以上です。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。

○吉田昇一委員 決算書のほうは320ページ、ソリューションのほうは34番なんですが、5款1項1目のところで、特定健診の事業費なんですが、特定健診の受診率は大体35%ぐらいということなんですが、大井川地区での志太医師会での大井川地区の受診率と、それ以外の焼津医師会関係が担当しているところで、受診率というのは違いがあるのか、その辺はどうなっていますか。

○八木彩子健康づくり課長 吉田委員にお答えします。

志太医師会と焼津医師会の受診率というのは分けては出してございませんので、全体の受診率となります。

○吉田昇一委員 なかなか35%ぐらいから受診率が増えていないんですけれども、皆さん受けてくださいという周知、広報関係の費用というのはどのぐらいかって分かりますか。

○八木彩子健康づくり課長 吉田委員の質疑にお答えします。

受診率の向上のために未受診者の勧奨というのををしまして、そちらが役務費として使っている、決算書の役務費のところの61万円というのが、ほぼ未受診者の方の勧奨通知の金額となっております。

○吉田昇一委員 320ページの。243万円。

○八木彩子健康づくり課長 それは全体の輸送費、最初に送ります青い封筒の全員に送るものと未受診者のものと含まれていまして、このうち、未受診者のものは大体六、七十万円ぐらいかと思います。

○吉田昇一委員 分かりました。

○河合一也委員長 ほかはどうでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 今、320ページの特定健診の受診率が35%ぐらいが続いていると吉田委員から質疑がありましたけれども、特定健診と、あと、320ページのデータヘルス計画とやっておられますけれども、もう一つ、質疑、この間したかと思うんですけれ

ども、がん検診の。がん検診のほうは10%前後で、特定研修よりもずっと、もっと低いんですよ。だから、データヘルス計画、保健事業計画なので、特定健診だけでなく、両方合わせた受診状況というのをも分析していくということも必要じゃないかなと思うんですが、ここでは、令和4年度、令和5年度のがん検診の受診率というのは載っていないんですけども、分かりますか。がん検診。

○八木彩子健康づくり課長 深田委員にお答えします。

がん検診につきましては一般会計となりますので、一般会計のソリューションのところに添付ファイルでがん検診の受診者数を添付させていただいております。今日、国保の会計になりますので、データヘルス計画というのは、国民健康保険の特定保健指導の計画ということになりますので、がん検診等につきましては、一般会計の健康いきいきプランという増進計画に載せてあります。

○深田ゆり子副委員長 素人は、両方一緒に載せていたほうが分析しやすい、分かりやすいと思うんですけども、そういうお考えはないですか。

○八木彩子健康づくり課長 健康いきいきプランには、特定健診と、それからがん検診の受診率等は、今年度は設定しているんですけども、載せていく予定で、ただ細かい特定健診保健指導についてはデータヘルス計画に載せまして、健康いきいきプランのほうは、それ以外の成人の事業の計画として載せるということになりますけど、全く含んでいないという形では多分ないと思います。

○深田ゆり子副委員長 データヘルス計画法のほうはいろいろ細かくしておられるので、そこにがん検診のほうは分析できたら、すごく分かりやすいんじゃないかなと思ったんですが、それはいきいき計画のほうを見れば分かるということですね。

○八木彩子健康づくり課長 特定健診のほうは、ある程度血液検査の結果で、血糖が高いとか高血圧であるとかという状況が続くと、やっぱり脳血管疾患ですとか虚血性の心疾患につながるというようなことで、そこを抑えていきたいと思いますということになるんですけども、がん検診の場合は、本当にがんの予防とか早期がんを見つけるというようなことになりますので、データ分析というのとはまた別で、ある程度、死亡した人が減るとか、検診で早期がんの人を見つけて治療にちゃんとつなぐということになるので、少しデータヘルス計画の分析方法とは違うので、未受診者勧奨とか、その辺が主な対策になるかなというふうに思っております。

○深田ゆり子副委員長 了解です。

○河合一也委員長 じゃ、ほかの。

○石原孝之委員 ソリューションの24番、ページ数で320ページ、4款2項1目人間ドック費に関してです。

計上してあるものの想定する人数、対象者の人数を教えてください。

○渡仲貴之国保年金課長 人間ドック費の令和5年度の決算値ですが、人間ドックが803件、脳ドックも入っておりまして、脳ドックが199件、合計1,002件の決算でございます。以上です。

○石原孝之委員 一応、市内で受けられるクリニックの数、教えてください。

○渡仲貴之国保年金課長 人間ドックですが、12の医療機関に委託をしております、うち市内の病院が、数が7つです。脳ドックですが、6個の医療機関と契約をしております、うち市内の医療機関が3つになります。

以上です。

○石原孝之委員 エリアとかも聞いていなかったんですけど、高齢者の方が行きやすい間隔、今、市内、人間ドック7か所、脳ドックで3か所という話だったんですけど、距離感的には均等的な医療機関の距離なのかなというところは、病院名を聞いていなかったもので分からなかったんですけど、その辺は大丈夫ですか。

○渡仲貴之国保年金課長 人間ドックにつきましては、北部、中部、南部、大井川地区を南部としまして、それぞれございます。

脳ドックに関しましては、病院で言いますと、焼津市立総合病院と甲賀病院と西焼津検診センターですので、比較的、市立というのが一番南、西焼津が西寄りといえますか。

以上です。

○石原孝之委員 分かりました。了解です。

○河合一也委員長 ほかのところでどなたか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 これで質疑は打ち切ります。

討論ありませんか。

○深田ゆり子副委員長 今回の決算では、人数が、被保険者数が減っているということなんですけれども、一般被保険者の療養給付費が4億円も減っているということと、そういう中で黒字が1億4,981万円、これが見込まれるので基金を戻すという形ですね。それでも、なおかつ、実質収支額が1億3,235万円の黒字で、392ページの国保の基金を、決算年度末を見ると11億円あるということで、やはりまだ高い均等割り、国保税を引き下げる余地が十分あるというふうに考えて、この決算に反対いたします。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 では、討論は打ち切ります。

これより採決いたします。

認第15号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、認第15号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議第54号「焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

議案書の13ページ、参考資料は1ページです。

それでは、第54号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 今回は、今年の12月2日から紙の健康保険証が変更、廃止になるということで、第11条、12条を国の法改正に従って修正することなんですけれど

も、第12条の法第9条第1項、そしてその次の第5項というのはどういう法律になっていますか。

○渡仲貴之国保年金課長 第9条第1項及び第5項は、被保険者資格の取得、喪失、その他必要な事項に関する届出について規定しているものです。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 第5項はどうですか。正確に分かりますか。

○渡仲貴之国保年金課長 元の第9項が条ずれ、項ずれで第5項になっているだけで、新旧対照表1ページを見ていただきますと、元の9項の規定が5項になります。

○深田ゆり子副委員長 この9項と第5項を調べてみたんですけども、この第5項、現在、インターネットで国民健康保険法を見てもみますと、被保険者証の返還を求められた世帯主は、市町村に当該被保険者証を返還しなければならない。この法律でよろしいでしょうか、第5項。

そうしますと、ここでは被保険者証という言葉を使っているんですね。保険証は12月2日で廃止するということになりますので、この第5項が、整合性が取れないんじゃないかなというふうに思います。

○渡仲貴之国保年金課長 改正前の9条9項の規定を読み上げます。

世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令の定めるところにより、速やかに市町村にその旨を届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証または被保険者資格証明書を返還しなければならないということで、例えば、国民健康保険から就職しまして社保に変わった場合には、国保の保険証を速やかに市町村に、その旨を届け出なければならない規定となっております。これが12月2日の施行日に5項に項ずれするものであります。

○深田ゆり子副委員長 確認なんですけれども、今、第9項が5項に変わる最後のほうにおっしゃっていたことが、12月2日から被保険者証、または資格証明書、資格確認書、その辺がどっちだったか。

○渡仲貴之国保年金課長 9項の返還は、被保険者証の紙の保険証を持っているか、焼津では資格証明書を発行していませんが、滞納で保険証を取られちゃって代わりに資格証明書を持っている。紙のものは、保険証を持っているか資格証明書のどちらかを持っていますので、保険証を返さないって言われた人は、滞納しちゃっているもので、資格証明書を持って病院にかかるわけですが、どちらかの紙を持っているものですから、社保に変わった場合は、それも返還しなさいという規定が9の9項の規定です。

今の返還規定は、紙の保険証がなくなりまして、前段と後段の前段の部分だけが残ります、9の9項のうち。新しい5項ですが、世帯主は、その世帯に属する被保険者がその資格を喪失したときは、厚生労働省令が定めるところにより速やかに市町村にその旨を届け出なければならないという規定になっておりまして、届出義務だけが残りまして、紙のものの返還義務については条文から削除されております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

その部分が、私も調べたんですけど、出てこなかったものですから、12月2日から紙の保険証がなくなることにより、返還する、かようについての条例も変えるということ

なんですが、もともとの12月2日から変えるということが、一般質問でも申し上げましたけれども、健康保険証を廃止するという、そういうことの前提があります。なので、国保健康保険証のところでは、閣議決定ではないものですから、ほかに諮ったものではありません。それで、12月2日から変わることにより診療費、受診の関係なんですけれども、それは、受診はできるということなんですけれども、マイナ保険証になったら、その支払いというのは、10割負担とか2割負担とか3割負担とか、どうなる。書いてあるんでしょうか、カードに。

○渡仲貴之国保年金課長 深田委員の御質疑ですが、マイナ保険証になった場合の話に、マイナ保険証で受診しますので、医療機関には、マイナ保険証のカードリーダーを見ますと、それで何割負担か分かりますので、マイナ保険証自体に何割負担かというのはデータで入っておりますので、記載はありません。

○深田ゆり子副委員長 そのときに一緒に薬の情報も医療機関は分かると、薬局も分かるということなんですけれども、すぐ、その前の時点からお薬情報というのは提示されますか。

○渡仲貴之国保年金課長 今の御質疑の趣旨というか、よくデータが一月半遅れとかと一般的に言われておりまして、直後の情報自体は分からないという、そういうお答えでよろしいですか。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

そうすると、お薬手帳を持っていたほうが、その人のお薬情報というのは、すぐ前のが分かるものですから、よりよい医療につながるということにはつながらないと思います。

それから、市のほうは、12月2日から、今もマイナ保険証を持っている人と持っていない人と調査をしていると思うんですが、これから、来年度がマイナンバーカードの5年更新に入って、一気に更新する人が増えてくると思うんですけれども、毎日チェックするんですか、担当課は。国保の転入者、転出者、国民健康保険証かどうか。それは分からないですかね。

○渡仲貴之国保年金課長 マイナンバーカードの更新、5年間の更新の話でしょうか。電子証明書のマイナ保険証が入っている人が、電子証明書が使えなくなると一緒にマイナ保険証も使えなくなるわけですが、それについては、国の機関から、あなたの保険証がぼちぼち切れますよという、電子証明書が切れちゃうので、同時にマイナ保険証も使えなくなってしまうものですから、誕生日の数か月前からお知らせが行くという形では聞いております。地方公共団体情報システム機構から、有効期限の更新に関するお知らせは、直接、所有者に送付をされます。

○深田ゆり子副委員長 国保年金課ではチェックはしないんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 国保年金課ではチェックはしません。

○深田ゆり子副委員長 令和6年2月9日に厚生労働省の事務連絡がありまして、マイナ保険証が登録を解除をできますよ。それが10月から申請受付が始まりますけれども。今、マイナンバーを持ってマイナ保険証にひもづけしているけれども、医療機関、薬局で使っていないという人が、使っていないからマイナ保険証のひもづけは解除すると、それ

が10月から申請が、受付ができることになるということなんですけれども、焼津市の担当課ではやりますか。

○渡仲貴之国保年金課長 今、国からの通知では、10月末をめどに申請を受け付けるということになっていますが、正式な日程は、また、国から通知が来ることになっておりまして、まだその通知も来ておりませんので、現在は受付はしておりません。深田委員がおっしゃる10月というのは、解除申請は、保険者から申請していただくことで解除が可能となりますが、解除申請の受付が可能となる時期につきましては10月末以降で、具体的な日程は、今後、国から示される予定となっております。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 でも、事務連絡、マイナ保険証の利用登録の解除についてというのが厚生労働省から出たのが令和6年2月9日なんですよ。随分前、今年入ってすぐなんですよ。これが、全国健康保険組合、都道府県国民健康保険主管課（部）とか、全部担当課にも来ていますよね。だけど、こういう情報というのは一切私たちは知らなくて、最近、こういうことができるんだよというのを聞いたものですから、もし、これがもっと早く分かっていたら、広報やいづ9月1日号にも、マイナ保険証を使っていない人は解除できますよって、時期はまた追ってお知らせしますとか、そういう周知もできたはずなんですけれども、12月1日のことは載っていますけれども、とにかく10月から始まるというマイナ保険証の解除について、それについてどういうお考えですか。何で教えてくれなかったのか。

○渡仲貴之国保年金課長 現在、資格確認書の発行に合わせてシステム改修をして、これから順次行っているところでございますが、解除申請についてもシステム改修が伴うため、国からの連絡を待って、すぐには対応できる状況ではありませんので、まずは、システム改修を進めて、解除申請のお知らせとかは、その後どうするかという、今はまだはっきりしておりません。

○深田ゆり子副委員長 だって、国保加入者の皆さんには、12月2日からの紙の保険証が使えなくなりますよというのは全国的に宣伝しているじゃないですか。その中でも、私は一般質問でもお聞きしました。マイナ保険証をひもづけしていない人にも資格確認書を送付できるようにできませんかと、いや、それは申請してもらいますよ、そこだけだったんですよ。資格確認書を申請する以前に、マイナンバーカードからマイナ保険証を解除すれば、その申請も必要なく担当課から資格確認書が、来年、7月以降、送付されるものですから、ここ、すごく大事じゃないかなというふうに思いましたので、ぜひ速やかにやっていただけるようお願いしたいと思います。

○河合一也委員長 ほかにどうでしょうか。よろしいですかね。

今の話で、12月2日から、今まで病院へ行けば保険証を出してくださいって言われるのが、今度はマイナ保険証か資格確認書を出してくださいと言われるわけですよ。そこで、自分はマイナンバーカードを持っているからマイナンバーカードを入れるけど、保険証と実はひもづけていなかったというような人には、直接確認書が来るわけですね、事前に。それを使っていればいいし、あるいはひもづければひもづけたほうがいいと、混乱はないわけですね、きっと。そこの確認だけお願いします。

○渡仲貴之國保年金課長 マイナ保険証を持っている方はマイナ保険証、マイナンバーカードを持っている、いないに関わらず、マイナ保険証を持っていない方には、紙の資格確認書を来年の7月には発行いたしますし、今、国民健康保険証を持っている方は、来年の7月30日まで、マイナ保険証でない方は今の保険証が有効期限まで使えますので、混乱はありません。

○河合一也委員長 意外と、そこは一般の市民からすると混乱しやすいところだと思うんですが、そこをしっかりと定着させるようにしないと、混乱を生むかなと、私自身は今はっきり分かりましたが、ぜひお願いしたいと思います。

ほかはよろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 ほかにないようなので、質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 議第54号「焼津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、まず、施行期日が令和6年12月2日からということで、これは、健康保険証を廃止するということを前提にした法改正と条例改正に、一部改正になりますので、これは、国でちゃんと、厚生労働省が決めたのではなくて、デジタル庁が決めて進めていることで、本当に私は市民の皆さんからも心配の声が寄せられておりますので、紙の保険証をなくしてほしくない。そういう60年かけて国民皆保険をつくってきた医療関係者の皆さんにも自治体関係者の皆さんにも、本当に苦労があった、世界に誇るべき国民皆保険をなし崩しにするということにつながりますので、そうした中で、先ほど確認した第5号にも関連しますので、認めることはできません。

以上です。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論は打ち切ります。

これより採決いたします。

議第54号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、議第54号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで暫時休憩と入れたいと思います。当局のほうもメンバーが替わりますので、11時10分から再開したいと思います。

休憩(11:02～11:10)

○河合一也委員長 それでは、再開の前に、先ほどの国保の特別会計のほうでちょっと補足があるということで、健康づくり課のほうから、一言お願いします。

○八木彩子健康づくり課長 先ほど吉田委員から御質疑がありました特定健診の受診率が低いための未受診者のための経費ということですが、私が役務費というふうに言ったんですけれども、昨年度は民間の業者さんに、5年間のいろいろなデータですとか未

受診の状況を調べたというかデータを渡しまして、その個人個人に、血糖値が上がっているですとか中性脂肪が上がっているというようなデータつきのグラフ等も含めた形の、カラー刷りの未受診者の通知を作っていただいたので、その委託料が主なものになりまして、委託料が236万5,620円ということで、決算となっております。

○河合一也委員長 先ほどの60万というのは、なしということでもいいですか、訂正で。

○八木彩子健康づくり課長 はい。

○河合一也委員長 役務費は役務費になる。

○八木彩子健康づくり課長 委託料です。

○河合一也委員長 委託料。いいですかね、吉田委員。

○吉田昇一委員 未受診者に周知ということじゃなくて受けていない方に送った、そのデータをということですか。

○八木彩子健康づくり課長 令和5年度の未受診者に対して、過去に受けている方のデータをつけて、自分はやっぱり受けたほうがいいなというのが分かるようなグラフにして送らせてもらいました。

○吉田昇一委員 分かりました。

○河合一也委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第19号「令和5年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

資料は、決算書の362ページ以降になります。

それでは、認第19号に対する質疑に入りますけれども、最初に、歳入のほうから進めていきますので、歳入に関して、何か質疑のある方は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 歳入の最初、この1款1項2目ですね。特別徴収は引き落としなので100%だと思いますけれども、普通徴収保険料は98.4%、直接納付されるということなんですが、この直接納付される方はどういう納付方法をされている方が多いのでしょうか。

○渡仲貴之国保年金課長 指定の口座からの口座振替の方と納付書による納付になります。

○深田ゆり子副委員長 口座振替というのは、自動で引き落とし。

○渡仲貴之国保年金課長 はい。

○深田ゆり子副委員長 その割合というのはどのぐらいですか。

○渡仲貴之国保年金課長 口座振替の方が65.53%、納付書による納付の方が、残りの34.47%になります。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 そうしますと、現年度分の収入未済額916万円8,000円は、ほとんどやはり直接納付書で納める方がほとんどでしょうか。

○渡仲貴之国保年金課長 ちょっと今、資料がありませんので、通帳になくて口振ができなかった人なのか、納付書で納めてもらう人の率がちょっと分かりません。

○深田ゆり子副委員長 それと、やはり所得段階でいうと低所得者の方が多いというのか、それはどうですか。

○渡仲貴之国保年金課長 今、それもちょっと分かりません。

○河合一也委員長 それは調べれば分かるということでもいいですか。

○渡仲貴之國保年金課長 ちょっと時間がかかりますが、個人ごとに打っていかないと分からないので、時間はかかりますが、大体は分かりますので、少し日数をいただきたいと思います。

○深田ゆり子副委員長 手間がかかるようですと、私も心苦しいんですね。皆さん、お忙しいですから、検討課題にしてください。

それと、今回98.41%ということなんですが、これは前年度に比べて、令和4年度に比べてどうでしょうか。どういう状況でしょうか。

○渡仲貴之國保年金課長 今、深田委員がおっしゃったのは、普通徴収の現年分が98.41%ということでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 はい。

○渡仲貴之國保年金課長 令和4年度は98.35%です。

○河合一也委員長 いいですか。

じゃ、ほかのところ。

歳入に関してはこれで終了して、歳出のほうでどこでもいいですので、質疑のある方は御発言ください。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 これにて質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 討論は打ち切ります。

これより採決いたします。

認第19号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、認第19号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号「静岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

議案書のほう、14ページを、参考資料は2ページです。いいですかね。

○深田ゆり子副委員長 参考資料のほうに書いてある別表の比較なんですけれども、これ、被保険者証は分かるんですが、資格証明書と資格確認書ってすごく似ているんですね。何かすごく嫌らしい言い方、書き方じゃないかなと私、思うんですけれども、この資格確認書は、資格証明書がなくなるということですよね。「等」と書いてあるものですか、その説明をお願いします。

○渡仲貴之國保年金課長 資格確認書と特定疾病受領証になります。

○深田ゆり子副委員長 マイナ保険証の場合は、黄色い保険証、カード型というのを情報、見たんですけれども、後期高齢者の資格確認書というのは、カードとマイナ保険証じゃなくて、持っていない人に資格確認書と今の特定疾病受領証という2つがあるということなんですが、必要な人に配布するのは資格確認書ですよね。どういうものになりますか。国保と同じか。

○渡仲貴之國保年金課長 大きさは、現在の被保険者証と同じ大きさになります。

○深田ゆり子副委員長 そのこの表の上のほうに後期高齢者資格確認書というふうに書かれるんですね。そうすると、資格証明書と混乱する方が、10割負担になってしまったんじゃないかとか、そういうのが心配されるんですけども、この資格確認書には、後期高齢者の人の自己負担の割合というのは書いてあるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 負担割合は書いてあります。

○深田ゆり子副委員長 それと、今までは毎年の更新ですが、保険証と同じように1年更新で交付されるということでもいいですか。マイナ保険証にひもづけされていない人。

○渡仲貴之国保年金課長 資格確認書につきましても、1年更新の予定です。

○深田ゆり子副委員長 それも国保と同じように、今使っているのは使っていただいて来年の8月以降ですか。それとも、12月以降。

○渡仲貴之国保年金課長 今までと同じで、年度は8月1日から7月31日になりますので、7月中に発送します。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

やり方は国保と同じだということなんですけれども、後期高齢者の方のマイナ保険証を持っている方と、登録していない、持っていない方の人数というのは把握していますか。

○渡仲貴之国保年金課長 2024年7月末の状況ですが、加入者数2万3,575人中、マイナ保険証でひもづけしてある登録者数が1万5,945人です。

○深田ゆり子副委員長 そのうち、ひもづけしてあるけれども、使っていないよという人の人数は分からないということですね。

それで、5年更新ですよ、マイナ保険証は。5年というと、80歳の方は85歳、85歳の方は90歳という、かなりスパンが長いんですけども、その時点に更新を行うことについて、市長の答弁では代理申請できますよということなんですけど、認知症の方とか、書くのが大変になってしまうとか、そういう高齢者でも、本人ができなかった場合、家族は申請できるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 自己の意思表示ができる方であれば代理人でできますし、そもそも意思表示ができないということは、申請行為自体、その保護者というか、後見人ですとか補佐人なんかの保護者がつかないとそもそも申請行為自体ができませんので、一般には特にそういうのをつけていなければ、御家族が代筆というか、委任は可能です。

○深田ゆり子副委員長 意思表示できない方は家族でも更新もできないよというところだと思うんですが、そういう家族で、在宅で生活できていない施設に入所されている方はどうなんですか。代理人申請というのはできるんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 一応、手続は大変だけれども、施設の方に言っていただければ、介助の施設職員でも代理人となれますので、手続はできます。

○深田ゆり子副委員長 今問題になっているのは、介護施設でマイナンバーカードを扱う。その暗証番号が施設として責任を持って管理できるのか。できない方が9割以上というふうになるものですから、やっぱりその施設の方、従事者というか、施設単位でも市としてさっきのマイナ保険証の介助が必要かどうか。必要でなければ、まだ資格確認書は来年の7月以降ですけども、まだ期間があるものですから、やっぱりそういうところを丁寧に説明して、それは誰にでもできるかどうかというふうに、施設の人が介助で

代理でできるかというのがちょっと分からないんですけども、その辺のことについてどう思いますか。

○渡仲貴之国保年金課長 深田委員のおっしゃることは、マイナ保険証を既に持っている施設入所者がマイナ保険証を更新するということなのか。マイナ保険証を持っていない方には、資格確認書が施設入所者でも、こちらから資格確認書が行きます。

マイナ保険証を持っていない人が多いのかなと思っておりまして、施設に入っている方。施設に入っている方でマイナ保険証を持っていて、5年後の更新時期になった場合に、その施設の人が介助者というか、代理としていけるかということによろしいんでしょうか。

○深田ゆり子副委員長 はい。

○渡仲貴之国保年金課長 マイナ保険証の更新については、施設の方が代わりに来ても、マイナンバーカードの更新はできます。そういう質疑じゃなかったですか。

○河合一也委員長 もう一回改めて質疑してください。

○深田ゆり子副委員長 5年後に施設の方が、入所者がマイナンバーカードを持ってマイナ保険証をひもづけしていました。それをマイナンバーカード自体を更新しなければいけないんですよね。この更新のときに、施設の方が代理で申請できるのかどうか。

先ほどの説明ですと、自己の意思表示がない方は、認知症がある方とかは、この5年間がすごく大きく、80歳から85歳とか85歳から90歳とかというのはすごく変わる時期なもので、長い時期なものですから、最初つくったときは認知症がなくても、更新時期になって認知症が出てきた場合に、意思表示ができないということになれば、施設の方でも更新はできないということによろしいんですよね。

○渡仲貴之国保年金課長 はい。

○深田ゆり子副委員長 そこを確認したかった。

○渡仲貴之国保年金課長 深田委員のおっしゃるとおりで、認知症でも意思表示ができる、できないってあるじゃないですか。できる方は施設の方が代理でやればいいわけですが、意思表示ができないということ自体は、もう申請行為ができないので、そもそも法律行為といいますか。そうすると、後見人ですとか保護者をつけていただかないと手続は難しいかと思われます。

○石原孝之委員 施設の方は、基本やらない、そういうこと、絶対。その人。やらない、施設の方は触らないから。

○河合一也委員長 副委員長、いいですか。

○深田ゆり子副委員長 はい。

○河合一也委員長 じゃ、ほかに何かありませんか。いいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

○深田ゆり子副委員長 やはり12月2日施行の法改正により、この別表で2と3、健康保険証及び資格証明書が資格確認証等の引渡しに、または返還の受付に代える。何かそれこそ、ごり押ししているところが高齢者に対しても見受けられます。

今の12月2日にターゲットを当てていろんなことをやっているんですけど、一般質問でやりましたけど、今回お持ちでない方は次回から御持参くださいって書いてある。これを優しい方は、じゃ、次回から作らなきゃいけない、マイナ保険証を作らなきゃ、ひもづけしていない人はひもづけしなきゃいけない、マイナンバーカードを持っていない人はもう作らなきゃいけないというふうに追い込んでいるんですよ。

しかも、その下に、一人一人の過去の薬剤・診療情報などに基づいたよりよい医療が受けられます。さっき国保のところでもお聞きしましたが、その人の情報が1か月半後ですよ。レセプトの審査が通ってからですので、こういう厚生労働省から出ているもっと大きいポスターが医療機関に貼ってあるようなんですけれども、12月2日から現行の健康保険証の新規発行は終了します。これ、紙の健康保険証の新規発行って書いていないから、現行のって何って、ちょっと困るなって心配になる、どういうことって、やっぱり分からない人がすごく多いと思うんですよ。

不親切に、マイナ保険証の解除も10月からできますよということを、国のほうは2月の時点で言っているにもかかわらず、そのことには一切触れないで、こういう宣伝ばかりしている。これでは日本の民主主義、国保、もう後期高齢者もすごく医療の崩壊が心配されます。

私はこういうことを、マイナ保険証の強制、紙の保険証を廃止することをきっかけに、それが根底にあるものですから、今回の条例改正がそれに基づいているということで反対をさせていただきます。

○河合一也委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 討論は打ち切ります。

これより採決いたします。

議第55号について、これを可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○河合一也委員長 挙手多数であります。よって、議第55号は可決すべきものと決しました。

ここで当局メンバーが替わるんですか。

しばらく休憩いたします。我々はそのまま着座のままで。

休憩(11:37～11:40)

○河合一也委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、認第18号「令和5年度焼津市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

資料は、決算書の333ページ。

それでは、質疑に入りますけれども、また歳入のほうから質疑しますので、歳入のほうで質疑のある方は御発言願います。

○深田ゆり子副委員長 334と335ページの介護保険料、第1号被保険者保険料の普通徴収の分ですね。この収納率を教えてください。

○飯塚隆晴介護保険課長 深田委員にお答えします。

普通徴収分の収納率ということで、右の備考欄にありますけども、1億8,720万300円ということで、収納率が91.97%になります。

○深田ゆり子副委員長 この91.97%は前年度と比べて、令和4年度と比べてどうでしょうか。

○飯塚隆晴介護保険課長 90.05%です。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○河合一也委員長 じゃ、ほかに歳入の件で何かよろしいですか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○河合一也委員長 それでは、歳出のほうで何かありましたら御発言願います。

○吉田昇一委員 決算書349ページになるんですが、ソリューションのほうは23番、2款1項5目の居宅介護住宅改修費なんですが、これはもともと予算立てたときの想定していた数というのが分かればお願いします。

○飯塚隆晴介護保険課長 件数といいますか人数を、計画上、月28人ですね。

○河合一也委員長 終わりでいいですか。
じゃ、ほかでどうぞ。

○深田ゆり子副委員長 令和5年度保険給付費及び地域支援事業執行状況のグラフというまとめを執行部よりいただきました。これで執行率が特に低いところがありますので、その理由を教えていただきたいです。

○河合一也委員長 どれぐらい、50%以下。

○深田ゆり子副委員長 7割。

○河合一也委員長 7割以下。

○深田ゆり子副委員長 7割以下だとね。

主なのは訪問介護と通所介護。極端に上がっているところもありますよね。222.1%、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。どのように分析されていますかというのを併せてお聞かせください。

○飯塚隆晴介護保険課長 給付費の分析というよりも、全体的に一般的な回答にはなってしまうんですけど、新型コロナウイルス感染症の関係でサービスの利用が抑えられたというのが全体的な傾向かと分析しております。

上がった部分につきましては、訪問リハビリテーションと居宅療養管理指導のところだと思われますけれども、こちらは前計画のときに執行率が低かったということで、当然、実績をベースに次の見込みをしておりますので、そのときのちょっと兼ね合いで、この2事業が増えているという結果になっております。

○河合一也委員長 よろしいですか。

○深田ゆり子副委員長 上から4段目、訪問介護というのはホームヘルプサービスですね。ホームヘルプサービスの焼津市内と、あと広域で対応しているホームヘルプサービス事業所とあると思うんですけど、今、その割合というのはどのぐらいになっていますか。市内と市外。分かりますか。

○飯塚隆晴介護保険課長 そちらの割合は把握しておりません。市内事業者というのは分かるんですけど、市外がどこまで営業範囲かというのは、うちではやっていないところだと分からないという状況になります。

○深田ゆり子副委員長 訪問介護事業所、単独でやっている事業所というのは何件、幾つあるか分かりますか。市内だけで。

○飯塚隆晴介護保険課長 11事業所になります。

○深田ゆり子副委員長 対象者に比べたら少ない。とても11事業所で賄える人数ではないと思うんですけども、焼津市の場合は、訪問看護を車で移動するときも駐車場とか対応できるように、何かこれを置くと大丈夫で、駐車違反を取られないようになるよという、そういうのはしておりますか。

○飯塚隆晴介護保険課長 そういったサービスというか、指導というか、そういうのはやっておりません。

○深田ゆり子副委員長 どこかの市でそういうのをやっているというのを聞いたものから、それはまた後でお伝えしたいと思います。

次に、定期巡回の随時対応型訪問介護看護というのが222.1%、これもすごく前回より2倍に増えているんですが、先ほどの説明の、前サービスが少なかったから増えた、やる事務所が増えたからということもあるんでしょうか。

○飯塚隆晴介護保険課長 今、深田委員がおっしゃったように、前回の計画のときに新しい事業所として募集しまして、この経過期間中に開始されたことによりまして増えている状況であります。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

次に、3目の施設介護サービスの介護老人福祉施設、これ、やはり多くて103.7%、特養ホームですよ、いわゆる。こちらの待機者というのは今どういう状況でしょうか。

○飯塚隆晴介護保険課長 こちらは県のほうの調査になるんですけど、令和6年度の4月1日時点というのがまだ出ていなくて、去年の状況ですと40人ということです。去年も12月ぐらいに出ているので、それぐらいになるかと思われます。

○深田ゆり子副委員長 この40人の方々は、例えばほかのショートステイを利用したりとか、代替で対応できているということでしょうか。

○飯塚隆晴介護保険課長 ショートステイ、ロングショートとかって言われるものもあるかと思うんですけど、そういう方も少ないんですけどもいらっしゃいますし、ほかのサービスを使って過ごしているという方もいらっしゃいます。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

○河合一也委員長 じゃ、ほかにお願いします。

○深田ゆり子副委員長 決算の358ページと359ページ、4款1項1目、歳出です。ここの高齢者保健福祉用具給付等事業212万2,500円。この事業費の内訳と対象者の件数をお願いします。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 深田委員の質疑にお答えします。

高齢者保健福祉用具の内訳ですけれども、全額単独扶助となっております。

○深田ゆり子副委員長 単独扶助。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 扶助費です。212万2,500円全額が扶助費ということになっております。

あと、対象者が71件になります。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 これ、補聴器の補助費じゃないんですか。扶助費っておっしゃったけど。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 深田委員がおっしゃるとおり、補助金になりますけれども、科目上は扶助費という形で予算上は取っております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 それじゃ、全然分からないですよ。この扶助費っておっしゃると、ここの高齢者保健福祉の福祉用具、一体何だろう、福祉用具って思いますよね。ソリューションのほうの説明に、せめて補聴器補助というふうに括弧としても書いていただかないと、何の福祉用具給付等の事業費を、お金を支出しているのかというのが分からないんですよ。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 確かに補聴器補助という話で今、PRしているとは思いますが、予算上そうなっていますが、今後しっかり、当初予算でその辺を考慮していきたいと思っております。

以上でございます。

○深田ゆり子副委員長 こっちの決算書に書けなくても、ソリューションだったら説明資料ができると思いますので、ぜひお願いします。

71件なんですけど、令和4年度と比べてどうですか。増えていますか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 令和4年度は56件でございましたので、30件弱ほど増えてございます。

以上です。

○深田ゆり子副委員長 対象者は非課税世帯だと思うんですが、どうですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 深田委員がおっしゃるとおり、対象者は住民税非課税世帯の者でございまして、あと、55歳以上の市内に住所を有している者です。

○深田ゆり子副委員長 この制度が始まってもう3年以上たつと思うんですけど、県内を調べると、もう非課税じゃなくて、少し課税がある、所得が低い人でも対応しているよと。

予算が、ほかの自治体はほとんどが一般会計の高齢者福祉で出しているんですけど、焼津市は介護保険会計から事業を行っているもので、介護保険でやっていらっしゃるんでしたら、介護保険料65歳以上の方は、皆さん、お支払いしている。だけど、介護保険を使ったことがないという人もたくさんいらっしゃる。介護保険料を払っているのに、何にも恩恵がないという方もいらっしゃいます。

なので、例えばこういう高齢者福祉用具、補聴器の補助が、非課税だけではなくて、もう少し課税世帯でも対応できるように改善していく、拡充していくというお考えはないでしょうか。

○河合一也委員長 決算の質疑で大丈夫ですか、答えられますか。

○深田ゆり子副委員長 件数、少ないから、まだ件数が。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 他市の状況、例えば藤枝辺りも多分5万円ぐらいというのがあると思うんですけども、他市の状況も含めて検討していきたいと思うんですが、やはり非課税世帯以外もとなるとちょっとなかなかよそのほうも増えていくことになりますので、ちょっと研究しながらそこら辺は対応していきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○河合一也委員長 ほかにお願いします。

○石原孝之委員 359ページの社会資源把握支援事業に関して伺います。

ケアナビやいづの周知活動含めて、この説明資料、ソリューションにそうなっているんですけど、実際、ケアナビ、やってもう数年たって、この業界の方々も結構ツールとして使っているという感覚はあるんですけど、一般の方までまだまだ浸透していないというのを感じるし、実際、市役所の予算を立てている担当課としては、どうですか。その閲覧数だったりとか、載っている、関わっている人が増えているなという、社会資源の当事者側と、あと受ける側とサービス提供する側と、両サイドの数字だったり、その辺を肌感覚、ちょっと数字があれば教えていただきたいなと思います。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 石原委員の御質疑にお応えします。

まず、介護事業所のほうですけれども、令和6年3月31日時点で270事業所、登録率にすると92%、事業者のほうはかなり使っているというふうに認識しております。

インフォーマルサービスのほうは204件となっているんですけども、インフォーマルサービスなものですからいろんなものがあるという中で、委員おっしゃるとおり、様々な方々が、使う側がどんな形で使っているかという204件なものですから、ちょっと少ないかなというふうに考えております。

以上です。

○河合一也委員長 続きがあるみたいです。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 この204件というのは登録の件数でございます。

○石原孝之委員 インフォーマルの事業所のということですよね。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 団体のということです。

○石原孝之委員 そちらはサービスを提供する側、団体側だったりするんですけど、受ける側の、あとアクセス数だったりとか、そういうところでどういうところが増えているかなと、どういうところというか、閲覧数とか一般の方まで浸透されているかという、その閲覧数とかクリックされた回覧数というのか、そういうようなところは分かっていますか。数字的にどうでしょうか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 アクセス数については分かっているんですけども、今手元に資料がございませんので、また。

○石原孝之委員 増えているかどうかだけでも、そういう年々、周知活動も行っていると思うので。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 そこについてもちょっと持ち合わせておりません。

○石原孝之委員 各種講演会などで配布資料としてケアナビやいづ、まず社会資源を本当に広く知っていただくというところを広く周知させていくというところに関しては、自

分もすごく応援したいなと思っているし、もうずっと自分もこの業界に関わっているので分かっているんですけど。

ただ、やっぱりそこら辺も一般の方にまだまだ浸透していないかなというのもあったので、講演会とかで、紙で何かそういった資料を渡しているということの認識で、最近そういうのはちょっと、ごめん、行っていないので、僕も。講演会での配布資料としてケアナビやいづのこういうのがあるよということは伝えているということによろしいですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 一応配布はしておりますので、これからもそういったものにしていきたいですし、先ほど言ったとおり、インフォーマルサービスの調査というのも資料のほうでは行うことになっていますので、そういったものも併せて、PR等々も含めてまたしっかりと検討してまいりたいと思います。

○石原孝之委員 分かりました。

最後にもう一点。新しく最近も事業所も増えたり団体も増えたりとか、そうしたら、ニューとかってぼつぼつと分かりやすく何か出ていると、また一般の方が閲覧する中でも、ぼつと中で、ああ、新しい事業所なんだなと。よくあるじゃないですか、右上とかにニューとかって出たりとか、何かそうすると分かりやすかったりもするので、ぜひそういう形でいろんな方が見やすく、ああ、ここは新しくできたところなんだとか、そういうのが分かれば何かこっち側、見る側も分かりやすいかなと思って、それはシステムの方とまた相談しながら、そういう感じで見やすくケアナビやいづがなっていけばいいなと思っていますので、またよろしくお願いします。

以上です。

○河合一也委員長 今の質疑の中で、閲覧数というのは今確認できないということなんですけど、確認できる数なんですか。それとも、何か傾向を知りたいという質疑があったので傾向を。

○石原孝之委員 はい、傾向を知りたい。増えているか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 傾向等々は分かるんですけども、資料が今手元にない。数は分かっています。だけど、今細かな振り分けというか、出どころとか、そういうところがちょっと今資料を持っていないものですから。

○河合一也委員長 それは求めますか、石原委員。いいですか。

○石原孝之委員 もう手間がかかっちゃうので、増えているか増えていないかという、アクセス数がという、そこが気になっていた点だったので、増えているという形でいいですか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 増えてはいるので。

○河合一也委員長 じゃ、ほかの質疑に移ります。

○吉田昇一委員 決算書313ページのところ、ソリューションのほうは44番から、この訪問型サービスAのところから通所型サービスCのところまでの執行率が結構低いので、その要因と、それぞれここ2年ぐらいの推移が分かったら教えていただきたいんですが。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、執行率の関係でございますけれども、この計画、令和5年度というのは、令和3、4、5年のほほえみプランの計画でございます、令和2年度に策定されたものでございます。

ちょうどその頃というのは新型コロナウイルス感染症も蔓延していた頃だったんですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況というのが、どのぐらい影響して増えたり減ったりするのかというのが分からない状況だったものですから、前計画では、新型コロナウイルス感染症による減というものを考えてございませんでした。

なので、その前の年、計画の数値と伸び率、実績を掛けてやっていたものですから、極端にやはり新型コロナウイルス感染症の影響で、通所等々は利用控えがあったものですから、執行率が全体的に低くなっているという状況でございます。

○吉田昇一委員 分かりました。いいです。

○河合一也委員長 ほか、よろしいですかね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 じゃ、質疑はこれで打ち切ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○河合一也委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

認第18号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○河合一也委員長 挙手総員であります。よって、認第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号「令和6年度焼津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案」を議題といたします。

資料は、補正予算書の19ページ以降です。

では、議第52号に対する質疑に入ります。

○深田ゆり子副委員長 決算のほうで、繰越金が8億8,400万円出たのでということですよ。補正予算のほうに繰越金が8億8,400万円になっていますけれども、歳出で、それぞれ基金のほうに2億1,800万円と、国庫支出金の償還金確定によるということで2億9,400万円返還するということなんですけど、この最後の一般会計繰出金の返還2億2,700万円、これは何に対して返還するのでしょうか。一般会計。

○飯塚隆晴介護保険課長 深田委員にお答えします。

繰出金ですけれども、給付費が減ったものですから、一般会計へ戻すという形になりまして、その内訳としましては、介護給付費の繰入金や地域支援事業の繰入金と、あとその他、一般会計の繰入金で人件費とかの部分も含めて精算で返すという形になっております。

○深田ゆり子副委員長 分かりました。

そうすると、上の積立基金が2億1,800万円あるので、この決算の392ページの決算年度額の介護保険の基金が7億900万円ですよ。これに2億円入って約9億円の積立基金は、現在、補正予算が通ると9億円になるということによろしいでしょうか。

○飯塚隆晴介護保険課長 数字上はそうなりますけど、ただ、年度末でまだ補正とかがあって変わりますし、一応足りなくなった分が、この3年間で7億円は取り崩すという計

画になっておりますので、そこはちょっと細かくはまだ分かりませんが、数字上はそうなります。

○**深田ゆり子副委員長** 令和5年度の基金の準備基金、歳入のほうで1億9,600万円を取り崩す予定だったんですが、丸々必要なかったということで、もう計画が崩れていますね。それは新型コロナウイルス感染症でサービス給付費が少なくなったということがあろうと思うので、この9億円もこれからどういうふうに変化するのかちょっと分からないんですけれども、まだこの9億円を令和6年度、令和7年度、令和8年度の3か年で取り崩す。全部取り崩すということでもいいですか。

○**飯塚隆晴介護保険課長** 現状では、7億円分を繰入れ、前計画分の繰越金という、積立金を取り崩すという形になって、ここからのものは入ってはいないです。

○**深田ゆり子副委員長** 了解です。

○**河合一也委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**河合一也委員長** では、ほかにないようですので、これで質疑を打ち切ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**河合一也委員長** 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第52号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**河合一也委員長** 挙手総員であります。よって、議第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されておりました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

閉会(12:15)